薬生食輸発0120第1号 令和5年1月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (タイ産ニオイタコノキのピリダベン及びヘキサコナゾール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年1月11日付け薬生食輸発0111第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、タイ産ニオイタコノキのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産ニオイタコノキのピリダベン及びヘキサコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、タイ産ニオイタコノキのピリダベンについては、登録検査機関による自主検査 受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化	対象国	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
日	・地域			輸出者及び包装者
令和5年	タイ	ニオイタコノキ及びその	残留農薬(ピリダ	SIAMOTHAI CO.,LTD
1月20日		加工品(簡易な加工に限	ベン)	
		る。)		
			残留農薬(ヘキサ	SIAMOTHAI CO.,LTD
			コナゾール)	